

検疫・非検疫病害虫の追加指定について

(平成26年2月25日)

昨年8月に公聴会が実施された検疫・非検疫病害虫の追加指定を目的とした植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正が平成26年2月24日付けで行われた。

その内容は、公聴会で公表された通り212種の検疫病害虫を追加し、108種の非検疫病害虫を追加するものである。これにより、これまでに指定された検疫病害虫は990種、非検疫病害虫は5属328種1亜種となった。

なお、同時に以下の項目についても一部改正が行われ、施行日は、輸出国に栽培地検査を要求する部分については平成27年2月24日、その他の部分については平成26年8月24日である。詳細は、農林水産省のホームページに掲載されている。

- ① 栽培地検査の対象とする地域、植物及び検疫病害虫の見直し
- ② 原則として輸入の禁止の対象とする地域及び植物の見直し
- ③ 輸出国での特別な検査の実施等一定の基準を満たす場合を除き輸入の禁止の対象とする地域、植物及び基準の見直し